

公益社団法人 全国経理教育協会主催
コンピュータ会計能力検定試験規則

(平成30年4月改正)

第1条 本協会は、この規則により全国一斉にコンピュータ会計能力検定試験を行う。

第2条 検定試験は筆記及びコンピュータ操作によって行い、受験資格を制限しない。

第3条 検定試験は年間2回行い、その日時及び場所は施行のつどこれを定める。

第4条 検定試験は1級、2級、3級、初級の4ランクに分ける。

第5条 検定試験の種目及び制限時間を次のように定める。

1 級	120分
2 級	90分
3 級	90分
初 級	60分

第6条 検定試験の標準開始時間を次のように定める。

1 級	11時00分
2 級	9時00分
3 級	11時00分
初 級	9時00分

ただし、天災、交通機関の遅延等により、上記の時間に開始できないときは、各試験会場の試験実施責任者において「開始時間変更に関する申請書」を提出することとする。

第7条 検定試験は各級とも100点を満点とし、得点70点以上を合格とする。

第8条 検定試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第9条 受験手続き及び受験料については、別に定める。